

改定前	改定後
<p>第2条 本サービスの申込</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスの申込にあたっては、当行所定の申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込、その他当行所定の方法による申込(以下、これらを総称して「本サービス申込」といいます)が必要です。当行が本サービス申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、本サービス申込がなされた場合であっても、当行の判断により本サービス申込を承諾せず、本利用規定が締結されないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。本サービス申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に本サービス申込がなされたものとみなし、契約者は、本サービス申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。本サービス申込は、法人および個人事業主の方に限り行うことができます。また、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行あてに提出し当行が承認した場合に限り本サービスを利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)を申し込み、ValueDoor の管理専用ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておく必要があります。また、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出LG依頼受付サービス、第7条(1)項に定める仕向送金依頼受付サービス、および第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスを利用する場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証またはICカード認証(以下それぞれ「電子認証」、「ICカード認証」といいます)の利用者IDを取得する必要があります。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用ID」と記載の</p>	<p>第2条 本サービスの申込</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスの申込にあたっては、当行所定の申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込、その他当行所定の方法による申込(以下、これらを総称して「本サービス申込」といいます)が必要です。当行が本サービス申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、本サービス申込がなされた場合であっても、当行の判断により本サービス申込を承諾せず、本利用規定が締結されないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。本サービス申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に本サービス申込がなされたものとみなし、契約者は、本サービス申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。本サービス申込は、法人および個人事業主の方に限り行うことができます。また、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行あてに提出し当行が承認した場合に限り本サービスを利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)を申し込み、ValueDoor の管理専用ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておく必要があります。また、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出LG依頼受付サービス、第7条(1)項に定める仕向送金依頼受付サービス、および第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスを利用する場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証またはICカード認証(以下それぞれ「電子認証」、「ICカード認証」といいます)の利用者IDを取得する必要があります。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用ID」と記載のある</p>

ある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。

場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。また、本利用規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID および管理専用 ID (副)を含むものとします。